

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年7月16日提出
【計算期間】	第5期(自 2019年10月17日至 2020年4月16日)
【ファンド名】	ワールドコーポレート・ハイブリッド証券ファンド１７１２（限定追加型）
【発行者名】	新生インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平井 治子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目４番３号
【事務連絡者氏名】	伊藤 真澄
【連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目４番３号
【電話番号】	03-6880-6400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

安定したインカム収入の獲得と信託財産の着実な成長をめざして運用を行うことを基本とします。

ファンドの基本的性格

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信		不動産投信
	内 外	その他資産 (ハイブリッド証券)
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含、日本)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年5回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(ハイブリッド証券))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（ハイブリッド証券）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（その他資産（ハイブリッド証券））とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資され

るものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社で作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

ファンドの特色

1. 世界の企業が発行する期限付劣後債、永久劣後債、優先証券（以下「ハイブリッド証券」といいます。）等に投資を行います。
 - 当ファンドは、コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主として世界の企業（金融機関を含みます。）が発行するハイブリッド証券等に投資を行います。
 - マザーファンドにおいて投資するハイブリッド証券については、原則として、当ファンドの信託期間内にハイブリッド証券の満期償還または繰上償還が見込まれる銘柄を中心に投資します。
 - ・当ファンドの償還日以降にハイブリッド証券の償還が見込まれる銘柄にも投資を行うことがあります。また、保有するハイブリッド証券については、満期償還や繰上償還を待たずに売却する場合もあり、売却価格が投資価格を下回った際は、売却差損が発生します。
 - ・当ファンドの償還日以前に組入れたハイブリッド証券が償還された場合、その償還金をもって、他のハイブリッド証券もしくは公社債に投資を行うことがあります。
 - マザーファンドが投資対象とする銘柄は、取得時において、主として投資適格以上のハイブリッド証券等とします。なお、利回りや流動性を加味し、投資適格未満のハイブリッド証券等に投資を行うことがあります。

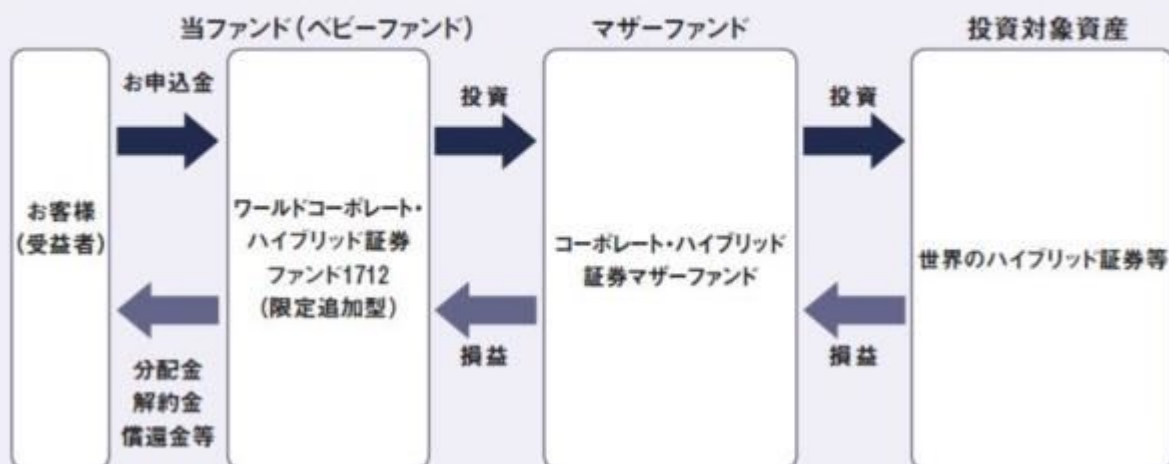
＜ハイブリッド証券とは＞

ハイブリッド証券は、金融機関が自己資本の維持・増強を目的として発行したり、または企業が一つの資金調達手段として発行したりする債券と株式の中間的な性格を持つ有価証券です。

ハイブリッド証券には、一般的に繰上償還条項が付与されており、予め定められた日に発行体が繰上償還を行う権利を行使することができ、この権利行使日を「コール日」といいます。なお、市場環境等によっては発行体が権利行使せず繰上償還されない場合もあります。

III ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ハイブリッド証券等への投資は、マザーファンドを通じて行います。原則として、マザーファンドの組入比率を高位に保ちます。



2. 信託期間は約5年2ヵ月です。

○当ファンドの信託期間は、2017年12月14日から2023年2月9日までです。

3. マザーファンドにおいて、原則として、外貨建て資産の通貨に対し対円で為替ヘッジ取引を行い、為替リスクの低減を図ります。

●円と外貨建て資産の通貨との短期金利差が拡大すれば、ヘッジコストまたはヘッジプレミアムが大きくなり、基準価額の変動要因となります。

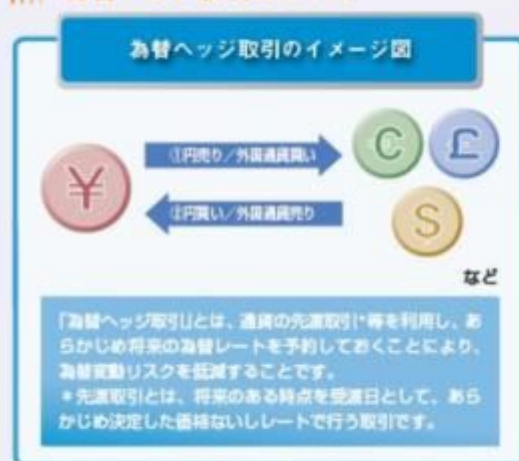
4. マザーファンドの運用は、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク（以下「コーヘン&スティアーズ」といいます。）が行います。

●実質的な運用を行うコーヘン&スティアーズは、業界でも数少ないハイブリッド証券に特化した最大規模の運用チームを有しています。

○コーヘン&スティアーズは、1986年に米国で設立されたグローバルに展開する運用会社であり、2020年3月末日現在の運用資産総額は約574億米ドル（約6.2兆円）となっています。

（注）2020年3月末日現在の三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝108.83円）によります。

III 為替ヘッジ取引について



●当ファンドでは、為替変動リスクを低減するため為替ヘッジ取引を行います。

●円と外貨建て資産の通貨で為替ヘッジ取引を行う場合、一般的に円の短期金利が外貨建て資産の通貨の短期金利よりも低い場合にはヘッジコスト（金利差相当分の費用）が生じ、外貨建て資産の通貨の短期金利が円の短期金利よりも低い場合には、ヘッジプレミアム（金利差相当分の収益）が生じます。

信託金限度額

- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

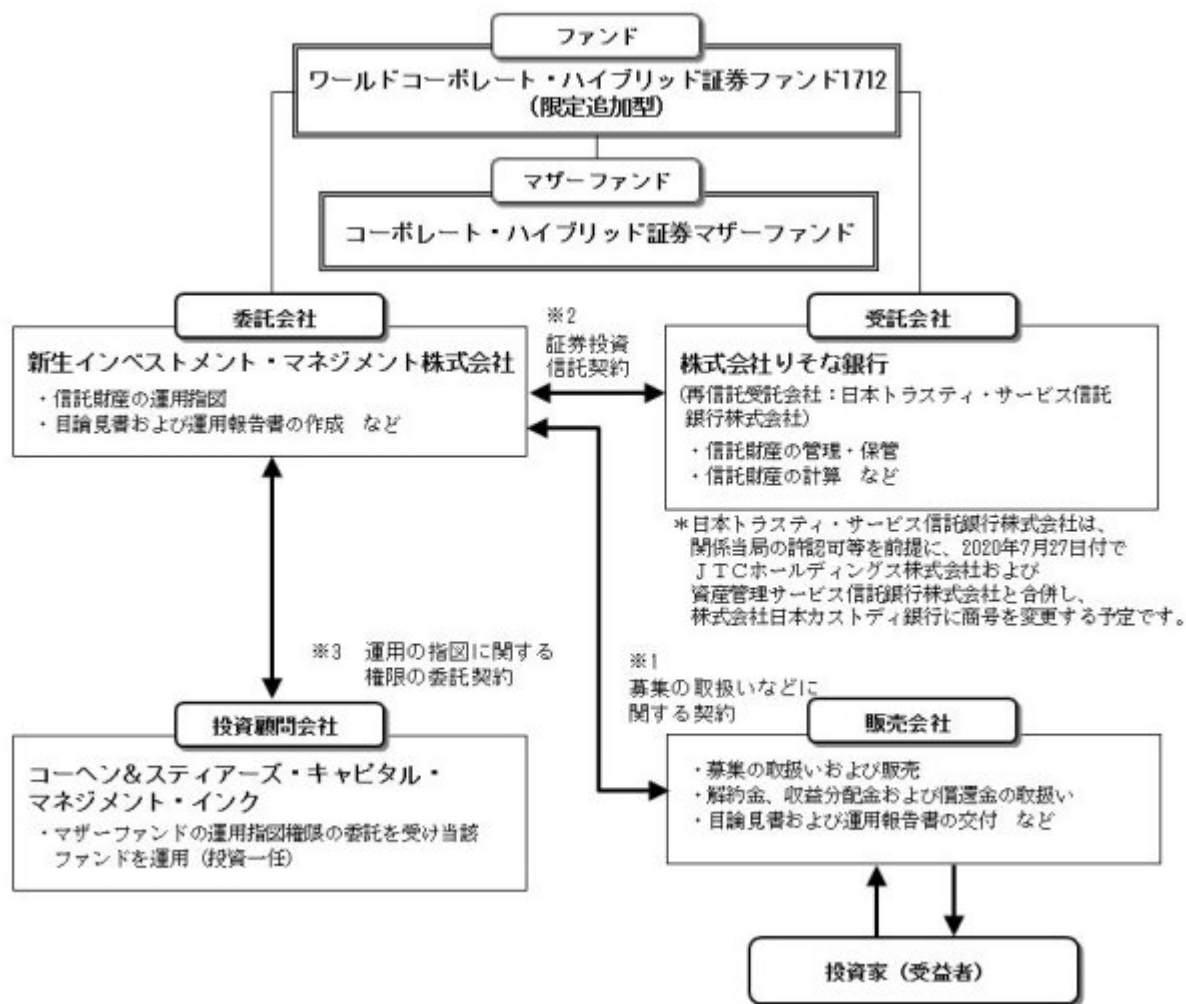
（2）【ファンドの沿革】

2017年12月14日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（2020年4月末現在）

- 1) 資本金
4億9,500万円
- 2) 沿革
 - 2001年12月17日： 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立
 - 2002年 2月13日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録
 - 2003年 3月12日： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可
 - 2007年 9月30日： 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録
 - 2015年11月 4日： 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録
- 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	9,900株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界の企業（金融機関を含みます。）が発行する期限付劣後債、永久劣後債、優先証券（以下「ハイブリッド証券」といいます。）等に投資を行い、安定したインカム収入の獲得と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

マザーファンドの運用については、コーヘン＆スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

マザーファンドが投資対象とする銘柄の証券格付けは、取得時において、主として投資適格以上のハイブリッド証券とします。なお、利回りや流動性を加味し、投資適格未満のハイブリッド証券等に投資を行うことがあります。

マザーファンドにおいて投資するハイブリッド証券については、原則として、ファンドの信託期間内に満期償還または繰上償還が見込まれる銘柄を中心に投資します。なお、ファンドの償還日以降に償還が見込まれる銘柄にも投資を行うことがあります。また、保有銘柄について満期償還や繰上償還を待たずに売却する場合があります。

マザーファンドの償還日以前に、組入れたハイブリッド証券が償還された場合、その償還金をもって、他のハイブリッド証券もしくは公社債に投資を行うことがあります。

有価証券先物取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクを回避するために行うことができます。

スワップ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクを回避するために行うことができます。

金利先渡し取引および為替先渡し取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクを回避するために行うことができます。

実質組入外貨建て資産については、マザーファンドにおいて、原則として、対円での為替ヘッジ取引を行います。

マザーファンド受益証券への投資は、原則として、高位を維持することを基本とします。

資金動向や市場動向等の事情により、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

＜ワールドコーポレート・ハイブリッド証券ファンド 1712（限定追加型）＞

主として、コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

- ・次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、約款第21条から第23条に掲げるものに限ります。）にかかる権利

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

- ・次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として、新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたコーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の

規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.～7.の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、新投資口予約証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18. 外国の者に対する権利で17.の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものおよび第10号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第9号および第10号の証券（新投資口予約証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド>

世界のハイブリッド証券等を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

- ・次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、約款第19条から第21条に掲

げるものに限ります。）にかかる権利

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

・次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者（約款第17条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第13条、第14条、第15条、第16条、第18条から第22条、第24条、第25条第3項第3号、第28条から第30条について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．コマーシャル・ペーパー
- 7．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 8．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1．～7．の証券または証書の性質を有するもの
- 9．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 10．投資証券、新投資口予約証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 13．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 14．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 16．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 17．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 18．外国の者に対する権利で17．の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものおよび第10号に記載する投資法人債券を以下「公社債」といい、第9号および第10号の証券（ただし新投資口予約証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で5．の権利の性質を有するもの

の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、 に掲げる金融商品により運用するこ

との指図ができます。

マザーファンドの概要

コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド

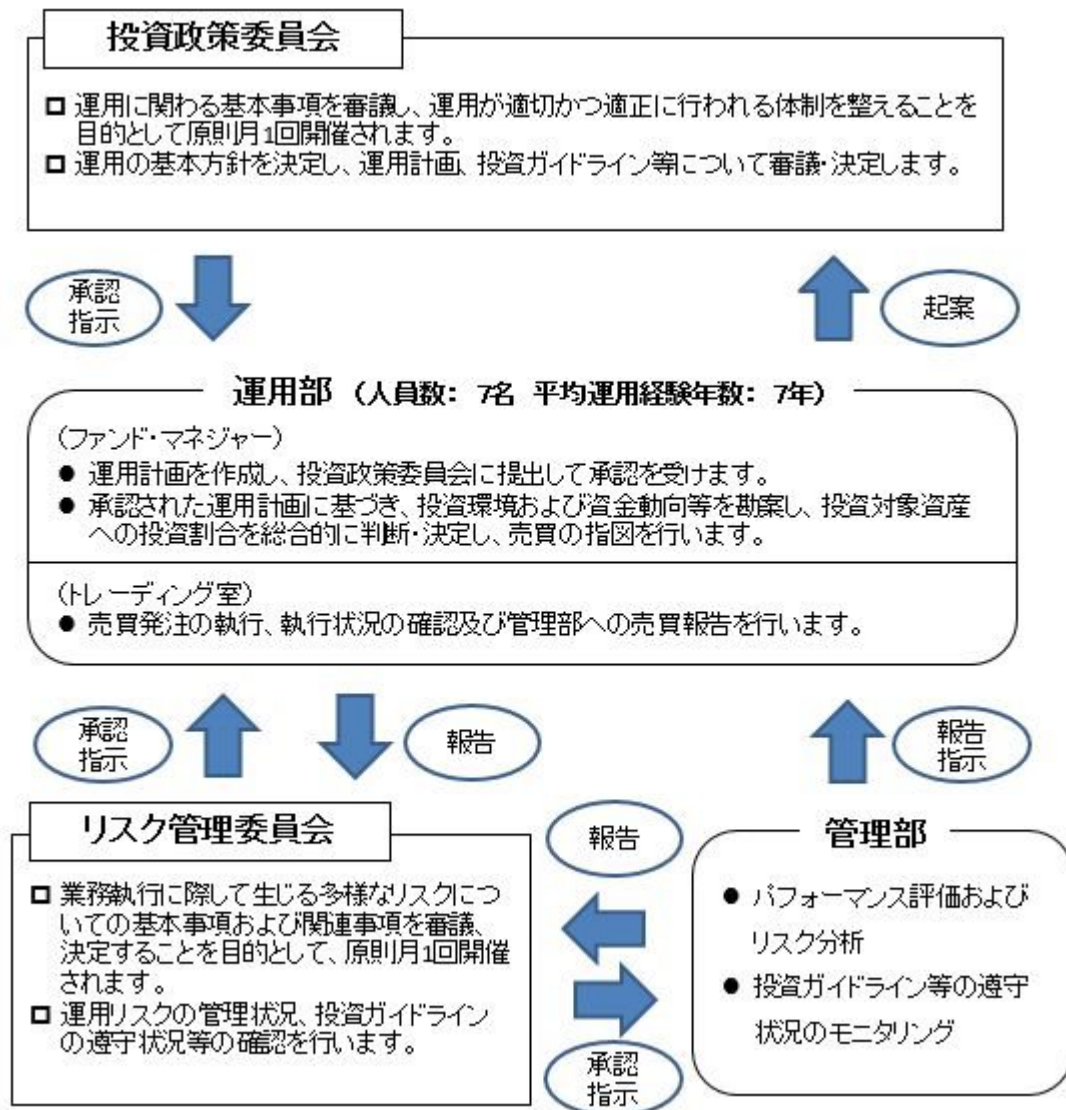
ファンド名	コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド
形態	証券投資信託/親投資信託
主な投資対象	世界のハイブリッド証券等を主要投資対象とします。
運用の基本方針	安定したインカム収入の獲得と信託財産の着実な成長をめざして運用を行うことを基本とします。
主な投資態度	主として、世界の企業（金融機関を含みます。）が発行する期限付劣後債、永久劣後債、優先証券（以下、「ハイブリッド証券」といいます。）等に投資を行い、安定したインカム収入の獲得と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。 ファンドの運用については、コーヘン＆ステアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図に関する権限の一部を委託します。 投資対象とする銘柄の証券格付けは、取得時において、主として投資適格以上のハイブリッド証券等とします。なお、利回りや流動性を加味し、投資適格未満のハイブリッド証券等に投資を行うことがあります。 有価証券先物取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクを回避するために行うことができます。 スワップ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクを回避するために行うことができます。 金利先渡取引および為替先渡取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクを回避するために行うことができます。 外貨建て資産について、原則として、対円での為替ヘッジ取引を行います。 資金動向や市場動向等の事情により、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。 外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないこととします。 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算日	年1回、原則として毎年10月16日（休業日の場合は翌営業日）（収益の分配は行いません。）
申込手数料	かかりません。
解約手数料	かかりません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3%（1口当たり）
信託報酬	かかりません。
委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

（３）【運用体制】

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

ファンド運用に関する主な会議及び組織は以下の通りです。



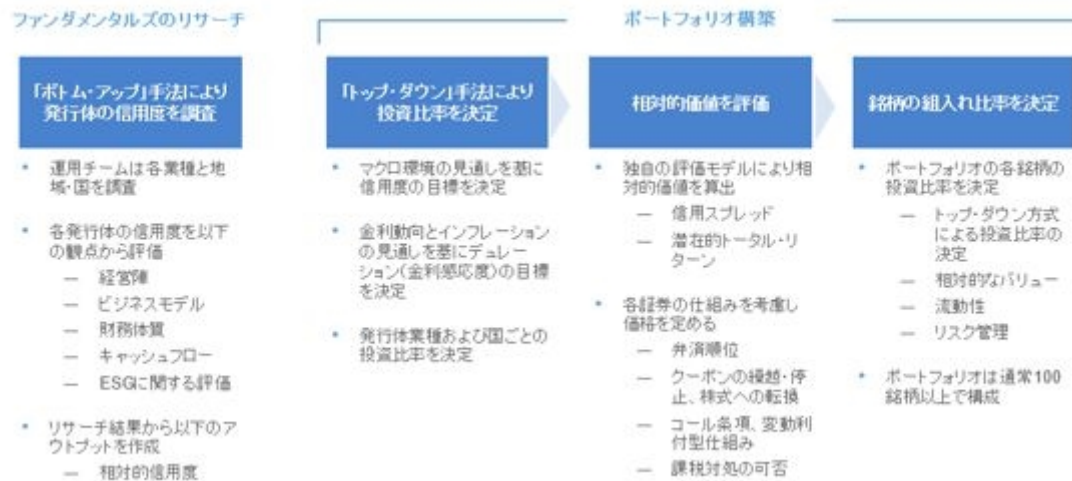
また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンド・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

上記の運用体制は、2020年4月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

< コーヘン&スティアーズ >

投資先ファンドのポートフォリオ構築プロセスと運用体制は、以下の通りです。
投資先ファンドの運用は、コーヘン&スティアーズの運用チームが行います。

● ポートフォリオ構築プロセス



コーヘン & スティアーズの運用体制

役職名	担当業務内容	人員数（人）
エグゼクティブ・バイスプレジデント兼債券・ハイブリッド証券戦略統括責任者、シニア・ポートフォリオ・マネージャー	当戦略の運用主担当者	1
ハイブリッド証券運用プロフェッショナル	個別銘柄の調査・分析および規制上のリスク、税務上の検討事項、金利リスクおよび需給傾向を含む様々なマクロ経済要因の分析、トレーディング	7

（2020年3月末現在）

●コーヘン & スティアーズについて

コーヘン & スティアーズは1986年設立以来、専門性の高い資産クラスに特化したグローバルな資産運用会社です。ニューヨークに本社、そしてロンドン、香港、東京に拠点を置き、2020年3月末日現在、約574億米ドル（約6.2兆円）の資産を運用しています。ハイブリッド証券戦略は、コーヘン & スティアーズの代表的な戦略の一つで、20年以上にわたる運用実績があり、世界最大級規模の142億米ドル（約1兆5,440億円）の資産を運用しています。コーヘン & スティアーズのハイブリッド証券チームは、平均経験年数22年の3人のポートフォリオ・マネージャー、アナリスト3名、アソシエイト1名、および専任トレーダー1名が在籍し、広範囲における熟練したグローバル・リサーチおよび投資プラットフォームに支えられた、ハイブリッド証券に特化した専門運用チームです。

（注）2020年3月末日現在の三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝108.83円）によります。

上記体制等は、特段の記載のあるものを除き、2020年3月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、市況動向や基準価額水準等によって分配金額が大きく変動することがあり、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないません。

収益分配金の支払い

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

<ワールドコーポレート・ハイブリッド証券ファンド 1712（限定追加型）>

- １）株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ２）実質組入外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。
- ３）外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ４）新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ５）投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ６）同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ７）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ８）同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ９）デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- 10）一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 11）資金の借入れ
 - １．委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。
なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ２．１．の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - イ）一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ）借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
 - ３．一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
 - ４．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド>

- １）株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ２）外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。
- ３）外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ４）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ５）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- 6) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 7) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 8) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 9) デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- 10) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

ハイブリッド証券の投資リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的にハイブリッド証券に投資します。ハイブリッド証券は、市場金利や発行体の信用度の変動により価格が変動します。ハイブリッド証券は、普通社債と比べて一般的に低い信用格付が付与されているため、価格変動の度合いが大きくなる可能性があります。また、市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合があるため、価格の変動性が大きくなる傾向があります。なお、ハイブリッド証券固有のリスクとして、以下があげられます。また、実質的に組入れたハイブリッド証券の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

- ・劣後リスク（法的弁済順位が劣後するリスク）

ハイブリッド証券の法的弁済順位は、株式に優先し、普通社債に劣後します。したがって、発行体が倒産等となった場合、他の優先する債権が全額支払われない限りハイブリッド証券は元利金の支払いを受けることができません。

- ・繰上償還リスク

ハイブリッド証券には、繰上償還条項が付与されていますが、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっているため、長期間償還されない可能性があります。また、繰上償還日に償還されることを前提に取引されている証券は、予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと思込まれる場合には、当該証券の価格が下落することがあります。また、組入銘柄が当ファンドの償還日以前に繰上償還され再投資される場合、市況環境によっては、再投資後の利回りが低くなる場合があります。

- ・利払繰延リスク

ハイブリッド証券には、利息、配当の支払繰延条項が付与されているものがあり、利息または配当の支払いが繰延べまたは停止される可能性があります。

・発行企業の業種に関する留意点

ファンドが投資対象とするハイブリッド証券は、特定の業種や企業によって発行される場合が多いため、当該業種固有の要因による影響を受け、幅広い業種に分散投資するファンドと比較して基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

・制度変更等に関する留意点

税制の変更等、ハイブリッド証券市場にとって不利益な制度変更等があった場合は、市場規模が著しく縮小し、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

債券の価格変動リスク（金利変動リスク）

当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に公社債等に投資します。公社債の価格は、一般的に金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します。また発行体が財政難や経営不安となった場合などは債券価格が大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に外貨建て資産に投資します。投資した資産自体の価格変動のほか、当該外貨建て資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、政治情勢、為替市場の動向やその他の要因により大きく変動することがあります。なお、当ファンドは、マザーファンドにおいて、外貨売り円買いの為替ヘッジ取引を行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクの全てを排除するものではなく、円と外貨建て資産の通貨による為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジ取引を行うにあたり、円金利が外貨建て資産の通貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

カントリーリスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済情勢、投資規制・通貨規制、税制等の変化により、資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

信用リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に組入れた有価証券や金融商品および各種派生商品に債務不履行が発生、あるいは懸念される場合には、当該有価証券や金融商品および各種派生商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなる可能性があります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当ファンドが投資するマザーファンド受益証券を他のファンドが多額に買付または一部解約した場合、マザーファンド受益証券における資産の売買等により、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。
- 5) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

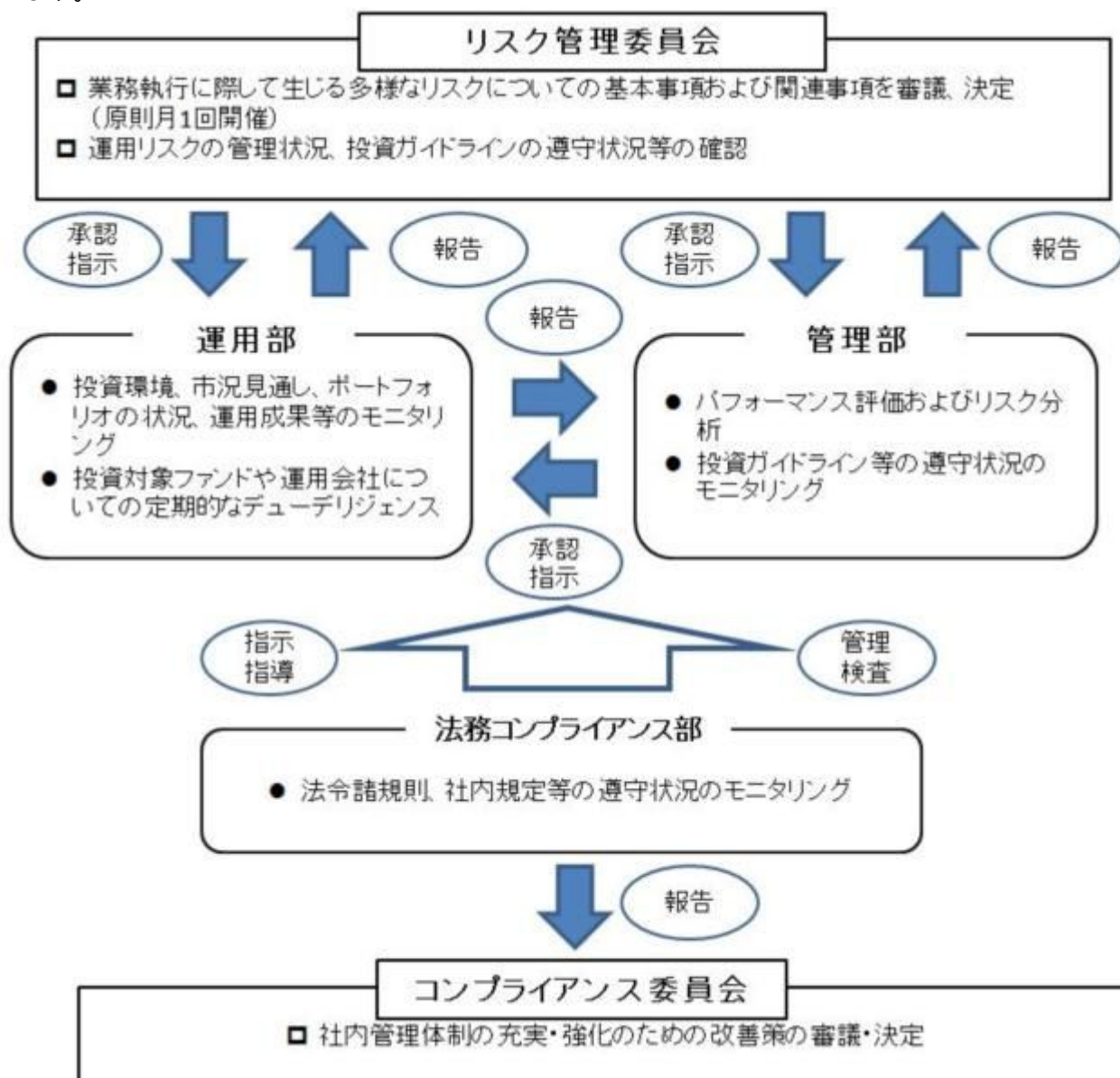
（２）リスク管理体制

＜新生インベストメント・マネジメント株式会社＞

- ・当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会の下で一元的に管理する体制となっております。管理部、運用部等から報告されるモニタリング結果等がリスク管理委員会に集約され、その管理状況について確認が行われます。また、管理方法等に改善の必要が認められた場合には、リスク管理委員会は関係部に必要な措

置を行うよう指示します。

- ・運用部は、投資環境、市況見通し、ポートフォリオの状況、ならびに運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行い、原則として月次にて運用計画の見直しを行い、投資政策委員会の承認を経て、投資対象資産への投資割合および資金動向等を総合的に判断・決定し運用の指図を行い、トレーディング室がその執行を行っています。
- ・また、運用部は投資対象とするファンド及びその運用会社（運用権限の委託を行う場合にはその運用委託先）について、定期的にデューデリジェンスを行い、その結果を投資政策委員会に報告し、投資先ファンド及び運用会社の状況について確認を行います。
- ・管理部は、当社におけるリスク管理を所管し、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、法令、約款、投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。
- ・法務コンプライアンス部は、運用に関連する社内規程、関連する法令諸規則等の遵守状況についてモニタリングを行い、コンプライアンス委員会に報告します。重大な事案については、コンプライアンス委員会で審議され、必要に応じて決定した改善策について関係部に指示を行い、社内管理体制の充実・強化を図っています。



上記体制は2020年4月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

< コーヘン＆スティアーズ >

リスク管理には複数の部門が携わっています。ハイブリッド証券ポートフォリオ・マネージャーは、コンプライアンス部および管理部と協力してポートフォリオのリスクとガイドライン遵守状況を定期的にモニタリングしています。ポートフォリオ・マネージャーは、ポートフォリオ構築に関する最終的な意思決定を行

い、投資規律を順守して保有比率が基準に従っていることを確認します。リスク管理プロセスの出発点はポートフォリオ・マネージャーであり、電子的注文入力システムと連動するコンプライアンス・エンジンがポジションを監視します。また、ポートフォリオ・マネージャーは週次で最高投資責任者に報告し、パフォーマンスとリスクの問題について話し合います。さらに、ポートフォリオ・マネージャーは年2回、投資リスク委員会に正式なプレゼンを行い、戦略の投資リスクを多面的に説明します。最高投資責任者と投資リスク委員会は、市場状況に応じてよりの絞ったリスク分析を随時要求することがあります。

定量戦略チームは、リスクレポートを定期的にポートフォリオ・マネージャーに提供するほか、ポートフォリオの定期的なレビューのため、投資リスク委員会にもリスクレポートを提供します。これらのレポートでは、ポートフォリオでどれだけのリスクを取っているかを判断するため、ベータや標準偏差など現代ポートフォリオ理論（MPT）に基づく複数の統計値を分析しています。ポートフォリオ・マネージャーとアナリストは、ポートフォリオのベンチマーク対比での保有比率をサブセクター、地域、個別銘柄の各レベルで示したデータの他、ポートフォリオ全体のリスク・プロファイルや、様々な異なる市場環境下におけるベンチマーク対比でのパフォーマンス測定を行う上で必要な分析等を集約した日次レポートを受け取ります。

さらに、投資リスク委員会が投資リスク、カウンターパーティー・リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等その他の全社的なリスクの管理に携わります。当委員会はポートフォリオのリスク状況を定期的にレビューします。各戦略のリードポートフォリオ・マネージャーは、担当するポートフォリオを委員会と定期的にレビューします。定量戦略ディレクターが投資リスク委員会のヘッドを兼任しています。他の委員会メンバーは、最高経営責任者、最高投資責任者、最高執行責任者、最高財務責任者、ゼネラルカウンセル、チーフ・コンプライアンス・オフィサー、ヘッド・トレーダー、チーフ・運用アドミニストレーティブ・オフィサー等です。

正式な投資リスク委員会に加えて、ポートフォリオ・マネージャーは、コンプライアンス部および管理部と協力して定期的にリスクをモニタリングします。また、リスク管理は、分散戦略、ファンダメンタルリサーチプロセス、バリュエーションモデル、そしてコンプライアンスの取り組みを通じて日常的に行われます。

上記体制等は、2020年3月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

本書提出日現在、取得申込みの受付は行なっておりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（１口当たり）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.375%（税抜1.25%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）	合計 1.375% （1.25%）	役務の内容
委託会社	0.682% （0.62%）	委託した資金の運用の対価です。

販売会社	0.660% (0.60%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。
受託会社	0.033% (0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

括弧内は税抜です。

運用の委託先が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。その報酬額は計算期間を通じて日々、マザーファンドの信託財産の純資産総額に年率0.42%を乗じて得た額とします。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。（ただし、これらに限定されるものではありません。）

（ａ）株式等の売買委託手数料

（ｂ）外貨建資産の保管費用

（ｃ）借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息

（ｄ）信託財産に関する租税

（ｅ）信託財産に係る監査費用等

（ｆ）その他信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）

（ｇ）マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額（解約時の基準価額に対して1口当たり0.3%）

（ａ）から（ｄ）記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、（ｅ）記載の費用に関しては、監査に係る手数料等（年額62万円および消費税）が日々計上され、毎計算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。（ｆ）記載の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とします。

その他の手数料等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みま

す。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

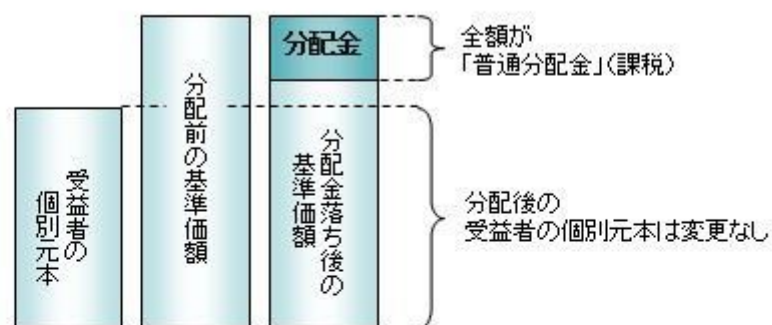
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

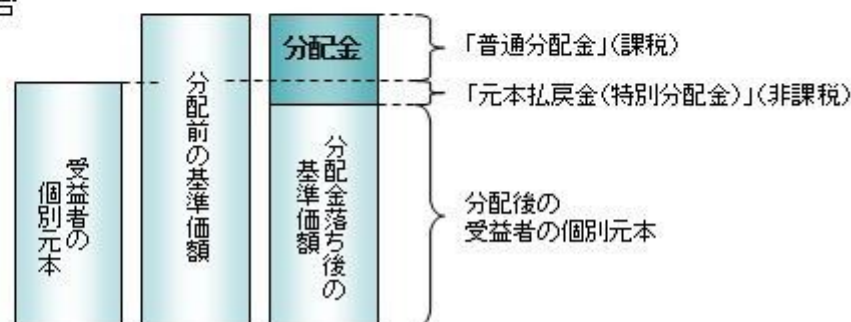
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2020年4月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【ワールドコーポレート・ハイブリッド証券ファンド1712（限定追加型）】

以下の運用状況は2020年 4月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	3,122,358,236	98.73
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	40,182,168	1.27
合計(純資産総額)		3,162,540,404	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
--------	----	-----	--------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

日本	親投資信託受益証券	コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド	3,065,944,851	1.0172	3,118,679,102	1.0184	3,122,358,236	98.73
----	-----------	------------------------	---------------	--------	---------------	--------	---------------	-------

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.73
合計	98.73

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2018年 4月16日)	5,407	5,413	0.9860	0.9870
第2計算期間末 (2018年10月16日)	4,840	4,847	0.9674	0.9689
第3計算期間末 (2019年 4月16日)	4,490	4,497	0.9945	0.9960
第4計算期間末 (2019年10月16日)	3,869	3,873	1.0169	1.0179
第5計算期間末 (2020年 4月16日)	3,166	3,166	0.9784	0.9784
2019年 4月末日	4,447	—	0.9954	—
5月末日	4,349	—	0.9895	—
6月末日	4,347	—	1.0069	—
7月末日	4,209	—	1.0127	—
8月末日	4,087	—	1.0179	—
9月末日	3,915	—	1.0174	—
10月末日	3,842	—	1.0195	—
11月末日	3,737	—	1.0199	—
12月末日	3,620	—	1.0243	—
2020年 1月末日	3,515	—	1.0255	—
2月末日	3,433	—	1.0234	—
3月末日	3,089	—	0.9498	—
4月末日	3,162	—	0.9790	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年12月14日～2018年 4月16日	0.0010
第2期	2018年 4月17日～2018年10月16日	0.0015
第3期	2018年10月17日～2019年 4月16日	0.0015
第4期	2019年 4月17日～2019年10月16日	0.0010
第5期	2019年10月17日～2020年 4月16日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2017年12月14日～2018年 4月16日	1.30
第2期	2018年 4月17日～2018年10月16日	1.73
第3期	2018年10月17日～2019年 4月16日	2.96
第4期	2019年 4月17日～2019年10月16日	2.35
第5期	2019年10月17日～2020年 4月16日	3.79

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年12月14日～2018年 4月16日	5,520,299,601	35,906,319
第2期	2018年 4月17日～2018年10月16日	0	480,960,922
第3期	2018年10月17日～2019年 4月16日	0	487,880,377
第4期	2019年 4月17日～2019年10月16日	0	710,093,317
第5期	2019年10月17日～2020年 4月16日	0	569,159,696

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド

以下の運用状況は2020年 4月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	アメリカ	249,496,831	7.99
	メキシコ	222,385,982	7.12

	ドイツ	141,725,976	4.54
	イタリア	304,643,140	9.76
	フランス	515,006,517	16.49
	オランダ	535,330,209	17.15
	ルクセンブルク	250,239,840	8.01
	イギリス	95,208,361	3.05
	デンマーク	168,073,560	5.38
	ケイマン	205,134,948	6.57
	オーストラリア	239,575,438	7.67
	小計	2,926,820,802	93.74
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	195,522,247	6.26
合計(純資産総額)		3,122,343,049	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	32,740,301	1.05
	売建	—	3,021,794,562	96.78

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (％)	償還期限	投資 比率 (％)
オランダ	社債券	3.75% TELEFONICA EUROPE	2,200,000	12,222.92	268,904,240	11,572.16	254,587,520	3.750	-	8.15
オーストラリア	社債券	6.5% BHP BILLITON FINANC	1,725,000	15,014.77	259,004,813	13,888.43	239,575,438	6.500	2077/10/22	7.67
ケイマン	社債券	4.125% PHOENIX GROUP HOL	1,500,000	13,837.89	207,568,482	13,675.66	205,134,948	4.125	2022/7/20	6.57
フランス	社債券	5.875% ORANGE SA	1,350,000	14,407.05	194,495,218	13,958.91	188,445,293	5.875	-	6.04
メキシコ	社債券	6.375% AMERICA MOVIL SAB	1,300,000	13,921.16	180,975,080	13,005.92	169,076,960	6.375	2073/9/6	5.42
デンマーク	社債券	6.25% ORSTED A/S	1,275,000	13,799.36	175,941,840	13,182.24	168,073,560	6.250	3013/6/26	5.38
オランダ	社債券	3.75% ATF NETHERLANDS BV	1,400,000	12,177.68	170,487,520	11,407.44	159,704,160	3.750	-	5.11

フランス	社債券	5.25% ELECTRICITE DE FRA	1,497,000	11,162.57	167,103,695	10,633.56	159,184,468	5.250	-	5.10
イタリア	社債券	6.625% ENEL SPA	1,150,000	14,464.23	166,338,698	13,731.51	157,912,420	6.625	2076/9/15	5.06
アメリカ	社債券	5.95% CITIGROUP INC	1,475,000	11,100.58	163,733,656	10,031.88	147,970,331	5.950	-	4.74
ルクセン ブルク	社債券	5.625% SES SA	1,000,000	13,024.48	130,244,800	11,305.36	113,053,600	5.625	-	3.62
アメリカ	社債券	5.5% THE SOUTHERN COMPAN	950,000	11,087.76	105,333,744	10,687.00	101,526,500	5.500	2057/3/15	3.25
イギリス	社債券	6.125% AVIVA PLC	700,000	14,319.28	100,235,005	13,601.19	95,208,361	6.125	-	3.05
ルクセン ブルク	社債券	3.75% GRAND CITY PROPERT	800,000	12,309.92	98,479,360	11,548.96	92,391,680	3.750	-	2.96
フランス	社債券	5.75% ORANGE SA	600,000	14,692.96	88,157,762	14,078.59	84,471,556	5.750	-	2.71
フランス	社債券	3.875% TOTAL SA	700,000	12,579.04	88,053,280	11,843.60	82,905,200	3.875	-	2.66
イタリア	社債券	4.375% UNICREDIT SPA	700,000	12,395.76	86,770,320	11,664.96	81,654,720	4.375	2027/1/3	2.62
ドイツ	社債券	8.125% COMMERZBANK AG	600,000	12,454.62	74,727,779	11,841.19	71,047,176	8.125	2023/9/19	2.28
ドイツ	社債券	3.375% ENBW	600,000	12,287.88	73,727,280	11,779.80	70,678,800	3.375	2077/4/5	2.26
イタリア	社債券	7.75% ASSICURAZIONI GENE	500,000	14,204.20	71,021,000	13,015.20	65,076,000	7.750	2042/12/12	2.08
メキシコ	社債券	6.375% AMERICA MOVIL SAB	400,000	13,782.04	55,128,188	13,327.25	53,309,022	6.375	2073/9/6	1.71
オランダ	社債券	4.125% GAS NATURAL FENOS	400,000	12,581.36	50,325,440	11,797.20	47,188,800	4.125	-	1.51
オランダ	社債券	4% VONOVIA FINANCE BV	400,000	12,410.84	49,643,360	11,774.00	47,096,000	4.000	-	1.51
ルクセン ブルク	社債券	4.625% SES SA	400,000	12,293.68	49,174,720	11,198.64	44,794,560	4.625	-	1.43
オランダ	社債券	9% SRLEV NV	221,000	12,775.07	28,232,926	12,105.75	26,753,729	9.000	2041/4/15	0.86

(注1)上記社債券はハイブリッド証券であります。

(注2)償還期限欄の償還年月日が「-」表示の銘柄は永久債であります。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
社債券	93.74
合計	93.74

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	建別	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	150,559.00	16,324,475	16,088,733	0.52
	ユーロ	買建	143,548.00	16,765,512	16,651,568	0.53
	米ドル	売建	4,744,545.00	510,518,259	507,002,073	16.24
	ユーロ	売建	12,610,154.00	1,490,525,223	1,462,777,864	46.85
	イギリスポンド	売建	7,911,669.00	1,055,866,723	1,052,014,625	33.69

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

本書提出日現在、取得申込みの受付は行なっておりません。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ニューヨークの銀行休業日
- ニューヨーク証券取引所の休業日
- ロンドンの銀行休業日

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基つき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

（６）手取額

- １口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
- 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
- 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

販売会社が定める単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

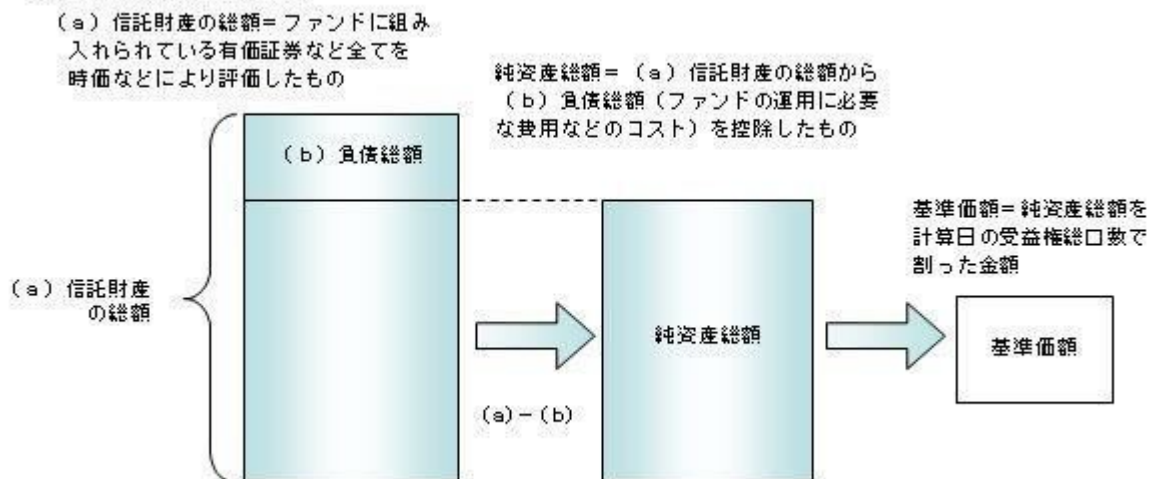
３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

ハイブリッド証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における金融商品市場の最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2023年2月9日までとします（2017年12月14日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

原則として、毎年10月17日から翌年4月16日まで、および4月17日から10月16日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第3条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ）受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ）やむを得ない事情が発生したとき
- 2）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
- 二）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

 - ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
 - ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更など

 - 1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
 - 2）この変更事項のうち、その内容が重大なものと併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものと

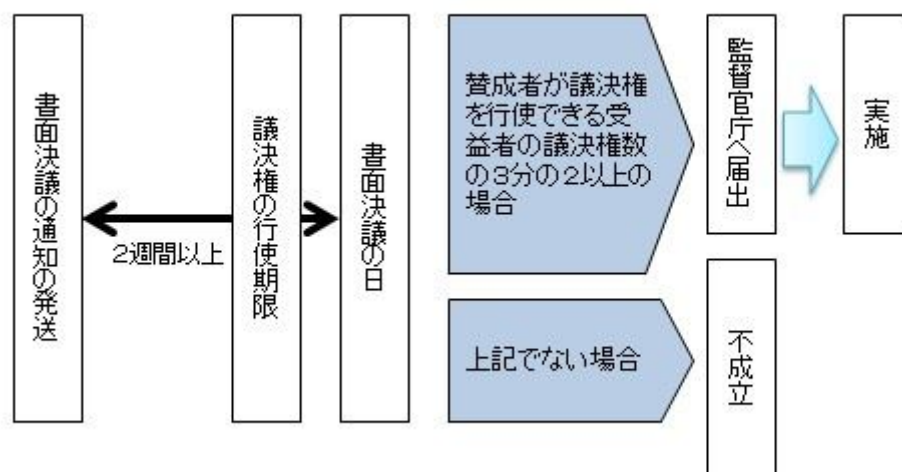
して投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定める併合を除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

<書面決議の主な流れ>



公告

- 1) 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<http://www.shinsei-investment.com/>
- 2) 1)の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を原則として知れている受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(4) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が解約請求を行なったとき、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、約款に規定する信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（令和1年10月17日から令和2年4月16日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【ワールドコーポレート・ハイブリッド証券ファンド１７１２（限定追加型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 （令和 1年10月16日現在）	第5期 （令和 2年 4月16日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	70,992,072	73,877,751
親投資信託受益証券	3,868,419,649	3,118,679,102
流動資産合計	3,939,411,721	3,192,556,853
資産合計	3,939,411,721	3,192,556,853
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,805,458	-
未払解約金	35,863,681	269,976
未払受託者報酬	685,211	583,861
未払委託者報酬	27,865,180	23,743,506
未払利息	194	141
その他未払費用	1,332,228	1,495,378
流動負債合計	69,551,952	26,092,862
負債合計	69,551,952	26,092,862
純資産の部		
元本等		
元本	3,805,458,666	3,236,298,970
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	64,401,103	69,834,979
元本等合計	3,869,859,769	3,166,463,991
純資産合計	3,869,859,769	3,166,463,991
負債純資産合計	3,939,411,721	3,192,556,853

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期 （自平成31年 4月17日 至令和 1年10月16日）	第5期 （自令和 1年10月17日 至令和 2年 4月16日）
営業収益		
有価証券売買等損益	127,644,904	101,440,547
営業収益合計	127,644,904	101,440,547
営業費用		
支払利息	19,705	19,950
受託者報酬	685,211	583,861
委託者報酬	27,865,180	23,743,506
その他費用	1,332,228	1,496,478
営業費用合計	29,902,324	25,843,795
営業利益又は営業損失（ ）	97,742,580	127,284,342
経常利益又は経常損失（ ）	97,742,580	127,284,342
当期純利益又は当期純損失（ ）	97,742,580	127,284,342
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	9,909,808	1,294,222
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	24,887,983	64,401,103
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,261,772	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,261,772	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	8,245,962
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	8,245,962
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	3,805,458	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	64,401,103	69,834,979

（ 3 ）【注記表】
 （ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

項目	第5期 (自令和 1年10月17日 至令和 2年 4月16日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（ 貸借対照表に関する注記 ）

項目	第4期 (令和 1年10月16日現在)	第5期 (令和 2年 4月16日現在)
1. 投資信託財産に係る元本の状況	期首元本額 4,515,551,983円 期中追加設定元本額 -円 期中一部解約元本額 710,093,317円	期首元本額 3,805,458,666円 期中追加設定元本額 -円 期中一部解約元本額 569,159,696円
2. 計算期間の末日における受益権総数	3,805,458,666口	3,236,298,970口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 -円	元本の欠損 69,834,979円
4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0169円 (10,000口当たり純資産額) (10,169円)	1口当たり純資産額 0.9784円 (10,000口当たり純資産額) (9,784円)

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

項目	第4期 (自平成31年 4月17日 至令和 1年10月16日)	第5期 (自令和 1年10月17日 至令和 2年 4月16日)
1.運用の外部委託費用	当ファンドの主要投資対象であるコーポレート・ハイブリッド証券マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託する為に要する費用として、当ファンドが委託者報酬の中より負担している金額は、8,885,866円であります。	当ファンドの主要投資対象であるコーポレート・ハイブリッド証券マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託する為に要する費用として、当ファンドが委託者報酬の中より負担している金額は、7,412,570円であります。
2.分配金の計算過程	費用控除後の配当等収益額 69,709,124円 *(93,442,192円) 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	費用控除後の配当等収益額 53,388,154円 *(79,230,714円) 費用控除後の有価証券売買等損益額

	収益調整金	4,206,200円	収益調整金	3,577,104円
	分配準備積立金	161,113,799円	分配準備積立金	194,449,940円
	当ファンドの分配対象収益額	235,029,123円	当ファンドの分配対象収益額	251,415,198円
	当ファンドの期末残存口数	3,805,458,666口	当ファンドの期末残存口数	3,236,298,970口
	10,000口当たり収益分配対象額	617.60円	10,000口当たり収益分配対象額	776.85円
	10,000口当たり分配金	10.00円	10,000口当たり分配金	-円
	分配金	3,805,458円	分配金	-円
3.剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額	当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額は剰余金減少額又は欠損金増加額を差し引いた純額で表示しております。		当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額は剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	

*（ ）内は、親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額であり、内書であります。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

第4期 (自平成31年 4月17日 至令和 1年10月16日)	第5期 (自令和 1年10月17日 至令和 2年 4月16日)
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。	3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第4期 (令和 1年10月16日現在)	第5期 (令和 2年 4月16日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	1 貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第4期 （令和 1年10月16日現在）	第5期 （令和 2年 4月16日現在）
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	116,487,574	98,723,425
合計	116,487,574	98,723,425

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 （自平成31年 4月17日 至令和 1年10月16日）	第5期 （自令和 1年10月17日 至令和 2年 4月16日）
---------------------------------------	---------------------------------------

該当事項はありません。	該当事項はありません。
-------------	-------------

（重要な後発事象に関する注記）

第5期 （自令和 1年10月17日 至令和 2年 4月16日）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表 （令和 2年 4月16日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評価額	備考
親投資信託受益証券	コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド	3,065,944,851	3,118,679,102	
合計		3,065,944,851	3,118,679,102	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
 該当事項はありません。

第４ 不動産等明細表
 該当事項はありません。

第５ 商品明細表
 該当事項はありません。

第６ 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表
 該当事項はありません。

第７ その他特定資産の明細表
 該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

（参考）

本報告書の開示対象ファンド（ワールドコーポレート・ハイブリッド証券ファンド1712（限定追加型））（以下「当ファンド」という。）は、「コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（令和 2年 4月16日現在）

資産の部	
流動資産	
預金	2,449,561
コール・ローン	96,304,624
社債券	2,960,177,564
派生商品評価勘定	12,047,513
未収利息	56,885,601
流動資産合計	3,127,864,863
資産合計	3,127,864,863
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	9,281,479
未払利息	184
流動負債合計	9,281,663
負債合計	9,281,663
純資産の部	
元本等	
元本	3,065,944,851
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	52,638,349
元本等合計	3,118,583,200
純資産合計	3,118,583,200
負債純資産合計	3,127,864,863

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自令和 1年10月17日 至令和 2年 4月16日）
1.有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 本マザーファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4.収益及び費用の計上基準	為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	令和 2年 4月16日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	期首元本額 3,686,315,656円 期中追加設定元本額 -円 期中一部解約元本額 620,370,805円 期末元本額 3,065,944,851円 元本の内訳＊ ワールドコーポレート・ハイブリッド証券ファ ンド１７１２（限定追加型） 3,065,944,851円
2. 計算日における受益権総数	3,065,944,851口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 -円
4. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0172円 (10,000口当たり純資産額) (10,172円)

（注）＊は本マザーファンドを投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

（自令和 1年10月17日 至令和 2年 4月16日）
1 金融商品に対する取組方針 本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、社債券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。

また、本マザーファンドで利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、原則として外貨の送回国金及び将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。

3 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

（令和 2年 4月16日現在）	
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。
2 時価の算定方法	社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 デリバティブ取引 デリバティブ取引については（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれており ます。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想 定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	（令和 2年 4月16日現在）
	当期間の損益に含まれた評価差額
社債券	177,579,390
合計	177,579,390

(注)当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首から計算日までの期間に対応するものであります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

（令和 2年 4月16日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建	8,728,955	-	8,616,366	112,589
	米ドル	8,728,955	-	8,616,366	112,589
	売建	3,031,395,215	-	3,028,516,592	2,878,623
	米ドル	499,573,134	-	499,752,280	179,146
	ユーロ	1,482,877,465	-	1,470,943,442	11,934,023
	イギリスポンド	1,048,944,616	-	1,057,820,870	8,876,254
合計		3,040,124,170	-	3,037,132,958	2,766,034

（注1）時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

- 1 .計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
- 2 .計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（注2）ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自令和 1年10月17日 至令和 2年 4月16日）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自令和 1年10月17日 至令和 2年 4月16日）
該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表 （令和 2年 4月16日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考（償還年月日）
米ドル	社債券	5.25% ELECTRICITE DE FRA	1,497,000.00	1,508,227.50	-
		5.5% THE SOUTHERN COMPAN	950,000.00	940,500.00	2057/03/15
		5.95% CITIGROUP INC	1,475,000.00	1,374,405.00	-
		8.125% COMMERZBANK AG	600,000.00	657,240.00	2023/09/19
米ドル小計			4,522,000.00	4,480,372.50 (482,536,118)	
ユーロ	社債券	3.375% ENBW	600,000.00	606,840.00	2077/04/05
		3.75% ATF NETHERLANDS BV	1,400,000.00	1,369,900.00	-
		3.75% GRAND CITY PROPERT	800,000.00	790,400.00	-
		3.75% TELEFONICA EUROPE	2,200,000.00	2,232,560.00	-
		3.875% TOTAL SA	700,000.00	729,400.00	-
		4.125% GAS NATURAL FENOS	400,000.00	408,480.00	-
		4.375% UNICREDIT SPA	700,000.00	698,110.00	2027/01/03
		4.625% SES SA	400,000.00	390,280.00	-
		4% VONOVIA FINANCE BV	400,000.00	402,080.00	-
		5.625% SES SA	1,000,000.00	988,900.00	-
		6.25% ORSTED A/S	1,275,000.00	1,435,395.00	3013/06/26
		6.375% AMERICA MOVIL SAB	1,300,000.00	1,464,970.00	2073/09/06
		7.75% ASSICURAZIONI GENE	500,000.00	563,350.00	2042/12/12
		9% SRLEV NV	221,000.00	229,773.70	2041/04/15
ユーロ小計			11,896,000.00	12,310,438.70 (1,443,522,041)	
イギリス ポンド	社債券	4.125% PHOENIX GROUP HOL	1,500,000.00	1,543,500.00	2022/07/20
		5.75% ORANGE SA	600,000.00	626,700.00	-
		5.875% ORANGE SA	1,350,000.00	1,411,155.00	-
		6.125% AVIVA PLC	700,000.00	716,870.00	-
		6.375% AMERICA MOVIL SAB	400,000.00	400,800.00	2073/09/06
		6.5% BHP BILLITON FINANC	1,725,000.00	1,804,695.00	2077/10/22
		6.625% ENEL SPA	1,150,000.00	1,176,335.00	2076/09/15
イギリスポンド小計			7,425,000.00	7,680,055.00 (1,034,119,405)	

合計		2,960,177,564 (2,960,177,564)	
----	--	----------------------------------	--

(注1)各通貨の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4)償還年月日が「-」表示の銘柄は永久債であります。

(注5)外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率（注）	有価証券の 合計金額に 対する比率
米ドル	社債券 4銘柄	15.5%	16.3%
ユーロ	社債券 14銘柄	46.3%	48.8%
イギリスポンド	社債券 7銘柄	33.2%	34.9%

（注）組入時価の純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 （デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2020年 4月30日現在です。

【ワールドコーポレート・ハイブリッド証券ファンド 1 7 1 2（限定追加型）】

【純資産額計算書】

資産総額	3,170,141,899円
負債総額	7,601,495円
純資産総額（ - ）	3,162,540,404円
発行済口数	3,230,309,654口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9790円

（参考）

コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	3,122,697,091円
負債総額	354,042円
純資産総額（ - ）	3,122,343,049円
発行済口数	3,065,944,851口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0184円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2020年4月末現在の委託会社の資本金の額：	495,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	39,600株
発行済株式総数：	9,900株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項なし

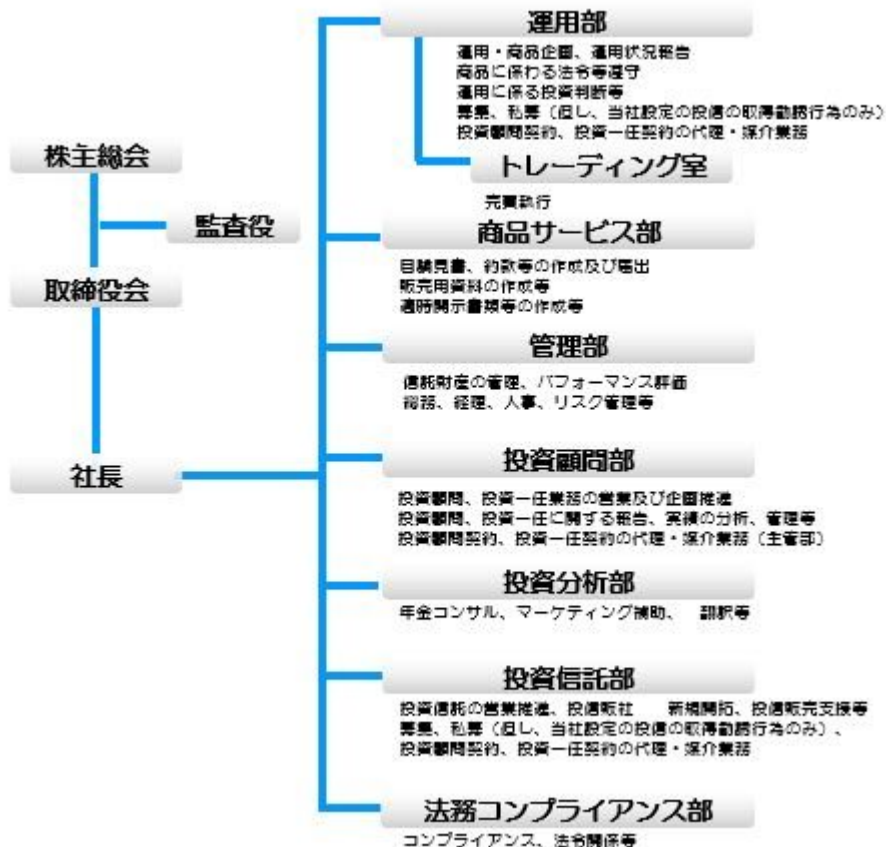
（2）会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



（3）投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長および商品サービス部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については投資顧問部長がこれに加わります。

運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

上記体制は2020年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

2020年4月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計103本（追加型投資信託33本、単位型投資信託70本）であり、純資産の総額は281,585百万円（百万円未満切捨）です。

3【委託会社等の経理状況】

（１） 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（２） 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

財務諸表

（１）【貸借対照表】

期別		第18期 (2019年3月31日現在)		第19期 (2020年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
預金	2		870,296		901,427
前払費用			7,994		9,182
未収委託者報酬			292,312		294,974
未収運用受託報酬			4,589		9,404
未収収益			4,583		4,023
立替金			8,859		15,875
流動資産計			1,188,635		1,234,888
固定資産					

有形固定資産			27,412		24,824
建物	1	25,584		23,726	
器具備品	1	1,827		1,098	
投資その他の資産			54,734		58,661
差入保証金	2	43,052		43,052	
繰延税金資産		11,681		15,608	
固定資産計			82,146		83,485
資産合計			1,270,782		1,318,374

期別		第18期 (2019年3月31日現在)		第19期 (2020年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
未払金			213,840		215,466
未払手数料	2	155,873		161,141	
その他未払金	2	57,967		54,325	
未払費用			11,101		10,444
未払法人税等			5,548		6,296
未払消費税等			6,139		8,783
賞与引当金			43,397		44,496
役員賞与引当金			6,397		6,591
預り金			7,027		12,054
流動負債計			293,452		304,132
固定負債					
資産除去債務			31,585		32,241
固定負債計			31,585		32,241
負債合計			325,038		336,373
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		450,744		487,000	
利益剰余金合計			450,744		487,000
株主資本合計			945,744		982,000
純資産合計			945,744		982,000
負債・純資産合計			1,270,782		1,318,374

（２）【損益計算書】

期別		第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第19期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
科目	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬		1,475,819		1,419,246	
運用受託報酬		39,793		46,197	
その他営業収益		19,432		18,799	
営業収益計			1,535,045		1,484,243
営業費用					
支払手数料	1	788,891		759,224	
広告宣伝費		8,328		7,236	
公告費		600		600	
調査費					
図書費		325		335	
調査費		186,280		167,930	
委託計算費		38,678		44,682	
営業雑経費					
通信費		742		770	
印刷費		10,555		11,799	
協会費		2,317		2,428	
その他営業雑経費		11,987		14,318	
営業費用計			1,048,709		1,009,326
一般管理費					
給料					
役員報酬		29,780		28,680	
給料・手当		170,272		167,665	
賞与		4,291		3,352	
役員賞与		508		193	
賞与引当金繰入額		43,397		44,496	
役員賞与引当金繰入額		6,397		6,591	
退職給付費用		29,133		28,616	
交際費		181		99	
旅費交通費		5,850		5,051	
租税公課		10,563		17,095	
不動産賃借料		43,052		43,052	
固定資産減価償却費		2,455		2,588	
資産除去債務利息費用		642		655	
諸経費		71,856		70,553	
一般管理費計			418,384		418,691
営業利益			67,952		56,225
営業外収益					
受取利息		3		2	
雑収入		-		0	
営業外収益計			3		2
営業外費用					
為替差損		664		358	
雑損失		10		0	
営業外費用計			674		358
経常利益			67,280		55,869
税引前当期純利益			67,280		55,869

法人税、住民税及び事業税	1	23,574		23,540	
法人税等調整額		418	23,155	3,926	19,613
当期純利益			44,124		36,256

（３）【株主資本等変動計算書】

第18期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	406,619	406,619	901,619	901,619
当期変動額					
当期純利益		44,124	44,124	44,124	44,124
当期変動額合計	—	44,124	44,124	44,124	44,124
当期末残高	495,000	450,744	450,744	945,744	945,744

第19期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	450,744	450,744	945,744	945,744
当期変動額					
当期純利益		36,256	36,256	36,256	36,256
当期変動額合計	—	36,256	36,256	36,256	36,256
当期末残高	495,000	487,000	487,000	982,000	982,000

〔重要な会計方針〕

項 目	内 容
-----	-----

1. 固定資産の減価償却の方法 2. 引当金の計上基準 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>8～38年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～20年</td></tr> </table> 賞与引当金及び役員賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度末における支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。 外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産の額について、改正前の税法の規定に基づいております。	建物	8～38年	器具備品	4～20年
建物	8～38年				
器具備品	4～20年				

〔未適用の会計基準等〕

2020年3月31日までに公表されている主な会計基準の新設または改訂について、適用していないものは以下のとおりであります。

（収益認識に関する会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

「収益認識に関する会計基準」等は、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示について定めることを目的として公表されたものであります。これは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（2018年1月1日適用開始）の基本的な原則を取り入れつつ、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加して、定められたものであります。

(2)適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	870,296	870,296	-
未収委託者報酬	292,312	292,312	-
未収運用受託報酬	4,589	4,589	-
差入保証金	43,052	41,758	1,294
資産計	1,210,250	1,208,955	1,294
未払手数料	155,873	155,873	-
その他未払金	57,967	57,967	-
負債計	213,840	213,840	-

（２）時価の算定方法

資 産

預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	870,296	-
未収委託者報酬	292,312	-
未収運用受託報酬	4,589	-
差入保証金	-	43,052
合計	1,167,197	43,052

第19期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	901,427	901,427	-
未収委託者報酬	294,974	294,974	-
未収運用受託報酬	9,404	9,404	-
差入保証金	43,052	41,339	1,713
資産計	1,248,858	1,247,145	1,713
未払手数料	161,141	161,141	-
その他未払金	54,325	54,325	-
負債計	215,466	215,466	-

(2) 時価の算定方法

資 産

預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

（４）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	5年超
預金	901,427	-
未収委託者報酬	294,974	-
未収運用受託報酬	9,404	-
差入保証金	-	43,052
合計	1,205,806	43,052

（有価証券関係）

第18期 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	第19期 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第18期 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	第19期 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第19期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)																
1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。 (3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円) <table><tr><th></th><th>新生・UTI インドファンド</th><th>エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)</th><th>アメリカン・ ドリーム・ ファンド</th></tr><tr><td>営業収益</td><td>278,815</td><td>117,782</td><td>98,675</td></tr></table> (注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。		新生・UTI インドファンド	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム・ ファンド	営業収益	278,815	117,782	98,675	1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。 (3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円) <table><tr><th></th><th>新生・UTI インドファンド</th><th>エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)</th><th>アメリカン・ ドリーム・ ファンド</th></tr><tr><td>営業収益</td><td>283,972</td><td>101,757</td><td>94,830</td></tr></table> (注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。		新生・UTI インドファンド	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム・ ファンド	営業収益	283,972	101,757	94,830
	新生・UTI インドファンド	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム・ ファンド														
営業収益	278,815	117,782	98,675														
	新生・UTI インドファンド	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム・ ファンド														
営業収益	283,972	101,757	94,830														

(資産除去債務関係)

第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第19期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)																
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの																
1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。	1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。																
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。																
3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)	3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)																
<table><tr><th>期首残高</th><th>有形固定資産の取得に伴う増加額</th><th>時の経過による調整額</th><th>期末残高</th></tr><tr><td>30,943</td><td>—</td><td>642</td><td>31,585</td></tr></table>	期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高	30,943	—	642	31,585	<table><tr><th>期首残高</th><th>有形固定資産の取得に伴う増加額</th><th>時の経過による調整額</th><th>期末残高</th></tr><tr><td>31,585</td><td>—</td><td>655</td><td>32,241</td></tr></table>	期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高	31,585	—	655	32,241
期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高														
30,943	—	642	31,585														
期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高														
31,585	—	655	32,241														

（関連当事者情報）

第18期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	426,359	未払 手数料	86,053
							連結法人税額 のうち連結納 税親会社への 支出	17,843	その他 未払金	17,843

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第19期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	348,428	未払 手数料	75,928
							連結法人税額 のうち連結納 税親会社への 支出	17,816	その他 未払金	17,816

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第18期 (2019年3月31日)	第19期 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注2)	17,805千円	17,807千円
未払事業税	1,384千円	1,458千円
未払事業所税	264千円	261千円
賞与引当金等	15,422千円	15,658千円
資産除去債務	9,671千円	9,872千円
その他	289千円	3,575千円
繰延税金資産小計	44,838千円	48,633千円
税務上の繰越欠損金に係る	17,805千円	17,807千円
評価性引当額		
将来減算一時差異等の合計に係る	9,947千円	10,148千円
評価性引当額		

評価性引当額小計(注1)	27,753千円	27,955千円
繰延税金資産合計	17,085千円	20,677千円
繰延税金負債		
建物（除去費用）	5,403千円	5,068千円
繰延税金負債合計	5,403千円	5,068千円
差引：繰延税金資産の純額	11,681千円	15,608千円

(注) 1. 評価性引当額が202千円増加しております。この増加の内容は、将来減算一時差異に関する評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

第18期（2019年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（a）	-	-	-	8,402	9,402	-	17,805
評価性引当額	-	-	-	8,402	9,402	-	17,805
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

第19期（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（b）	-	-	8,403	9,403	-	-	17,807
評価性引当額	-	-	8,403	9,403	-	-	17,807
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第18期 (2019年3月31日)	第19期 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
住民税均等割	0.43%	0.52%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.97%	3.66%
評価性引当額の増減	0.29%	0.36%
その他	0.11%	0.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.42%	35.11%

（退職給付関係）

第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第19期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

（1株当たり情報）

第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第19期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額 95,529円72銭 1株当たり当期純利益 4,457円 3銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものです。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額 99,191円95銭 1株当たり当期純利益 3,662円23銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものです。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

(重要な後発事象)

第19期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

関係当局の許認可等を前提に、2020年7月27日付で J T C ホールディングス株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号を変更する予定です。

資本金の額 : 51,000百万円 (2020年3月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部 (信託財産の管理) を原信託受託者から再信託受託者 (日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
株式会社西京銀行	23,497百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社新生銀行	512,204百万円	

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額	事業の内容
コーヘン & スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク	非公開	資産運用に関する業務を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

(3) 投資顧問会社

委託会社から、マザーファンドの運用指図権限を受託します。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

株式会社新生銀行は、委託会社の株式を100%保有する親会社です。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年 1月16日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

2020年6月8日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和2年6月2日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているワールドコーポレート・ハイブリッド証券ファンド1712（限定追加型）の令和元年10月17日から令和2年4月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワールドコーポレート・ハイブリッド証券ファンド1712（限定追加型）の令和2年4月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。